

前納報奨金制度を廃止

大崎町では、平成14年12月定例議会の議決を経て、平成15年度分からの固定資産税と町県民税の一括納付に係る『前納報奨金制度』が廃止されることになりました。

この制度は、2つの税目に対して、“一般の納税意識を促進し、納税者の納税に対する積極的な協力を期待するとともに、納期前に前納されたことに対する、金利という面を考慮して設けられたもの”でした。

長い間、納税に関するこのような趣旨をご理解のうえ、前納へのご協力をいただいたことに対して、心からお礼を申し上げます。

このたびの廃止については、近年の厳しい財政事情や、鹿児島県内でも27市町村がこの制度を廃止し、更に、他市町村の追随も予想されていることなどを考慮した結果、廃止のための条例改正案を平成14年12月定例議会で上程し、可決されたものです。

報奨金制度はなくなりますが、前納は納付書で一括納付が可能です。また、口座振替もこれまでどおり利用できます。

なお、口座振替の方で前納から期別へ変更を希望される場合は、お手数ですが、大崎町役場税務課で変更届けの手続きをしていただきますようお願いいたします。



【前納報奨金制度とは】

個人の町民税及び固定資産税の納税者が、納期前に一括して税金を納付した場合に、納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数を乗じて得た額を報奨金として交付する制度。

《問い合わせ先》 大崎町役場税務課 76-1111（内線114）



緑の募金 5月31日まで



樹木や森林は、地球環境や人間の健康的な生活にとって欠かせないので、特に、二酸化炭素を吸収することで、地球温暖化防止に役立っています。こうした森林の整備・保全や緑化への意識を高めるため、毎年2月1日から5月31日の間、さまざまなイベントなどと併せて『緑の募金』運動が全国各地で行われています。

この募金は、里山の手入れ、水源林での植林や公共施設の緑化、また、海外での森林造成などに役立てられています。

関連ホームページ：<http://www.green.or.jp/>（国土緑化推進機構） 林野庁